

(村章)

広報おんな

恩納村人口	
昭和49年 1 月末現在	
人 口	8,127(+59)
男	4,107(+41)
女	4,020(+18)
世帯数	1,838(+13)
() 内は前月比	



(戦前の北恩納橋と恩納岳)

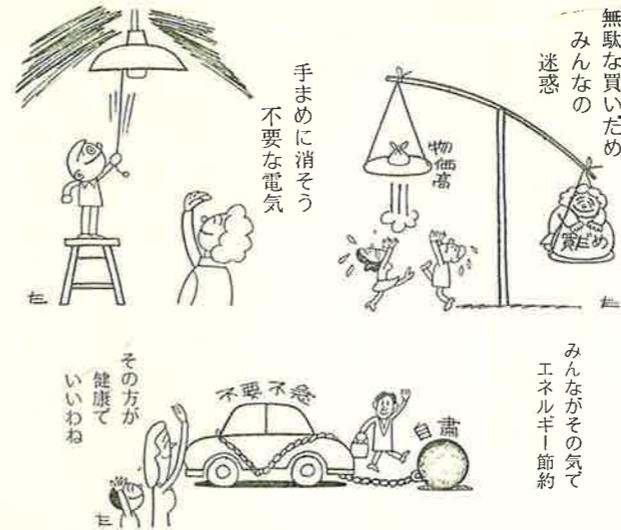
恩 納 村 役 場

恩納村字恩納 2 4 5 1 番地

電話番号 09 89 64 - 81 01
81 11

企画課編集発行

印刷 巴印刷所



3 職員退職積立金、4 現金、5 定期預金及び普通預金等収入役立会のもとに監査したところ別紙の通り相違ない事を確認した。又、保管方法も適正であることを認めました。

以上、決算の意見とす。



愛煙家の皆さん
たばこは村内で
買いましょう。

火災

救急は

8 2 2 8 番へ



家庭とこどもの
しあわせのために

児童手当制度

昭和49年4月から
支給範囲がさらにひろがります



ています。

②児童手当を受けることができる人は
—支給対象となる児童の
範囲がひろがります—

児童手当は、昭和四九年四月から、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあってはまっているときに支給されることになりました。

(1) 一八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童であること。

これまでは、三人以上の児童のうちに、昭和四八年四月一日現在で十歳未満の児童（昭和三八年四月二日以後に生まれた児童）がいることが必要でしたが、ことしの四月からは、その範囲がひろがって、三人以上の児童のうち、義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）がいれば支給されるようになります。

なお、盲学校、ろう学校、養護学校の中学部に在学する児童や就学義務を免除または猶予されている児童については、一八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれます。

(2) その人の収入が、一定の額（たとえば、扶養親族五人の場合二六八万円—この額は、ことしの六月から引き上げられる予定です—）に満たないこと。

①児童手当制度とは
児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともどもに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策のひとつとして、児童手当法が生まれ、昭和四七年一月から実施されています。

この児童手当制度は、国・都道府県・市区町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会をになう児童の健全育成・資質向上をはかることを目的として



なお、このように児童の範囲がひろがりますので、現に児童手当の支給を受けている人でも、四月からその額がふえることとなる場合があります。

また、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

③児童手当の額は

児童手当の月額額は、ことしの四月から、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降であって、義務教育終了前の児童一人につき、三、〇〇〇円となります。

四月から新たに児童手当を受けることができる人と児童手当の額がふえる人との例

—三月までは、三千元に の数をか けた額です。

四月からは、三千元に と の数をかけた額になります。

—新たに児童手当を受けることができる人

児童が一六歳、一四歳、 の三人の場合

四月から 三千元×＝三千元

児童が一六歳、一四歳、、 の四人の場合

三月まで 三千元×＝三千元

四月から 三千元×＝六千元

④児童手当の支給を受けるための手続きは

児童手当の支給を受けるためには、住所地の市町村長に認定請求書を提出しなければなりませんので、市町村の児童手当を担当する係に申しでてください。児童手当の額がふえる場合も同様ですから、お忘れなく申しでてください。



ことしの四月から児童手当の支給範囲がひろがりますので、四月から新たに該当すると思われる方や、現在の額より児童手当の額がふえる方は、すぐに住所地の市町村長に請求の手続きをとってください。もし、その手続きが四月以後になりますと、四月分から支給を受けることができなくなり、請求をした月の翌月からとなりますので、おそくとも三月までに手続きをしてください。

なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申しでてください。



⑤児童手当の支給は

児童手当は、市町村長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、毎年度、六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月までの分を支払います。

請求の手続きその他この制度についてお知りになりたいことがありましたら、市町村の児童手当を担当する係にお問い合わせください。

所得税の申告と納税は早めに

昭和四十八年分の所得税の確定申告と納税期間は二月十六日から三月十五日までです。所得税の確定申告をすると村県民税と事業税の申告をしたことになり、重ねて村県民税と事業税の申告をする必要はありません。

昭和四十八年中の所得額が所得税法上の基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額より多い人は、所得税の確定申告をすることになっています。

サラリーマンでも給与の収入が五〇〇万円をこえる人、給与のほかに一〇万円をこえる所得のある人などは、確定申告が必要です。

税務署では今年も県、市町村と共同で申告と納税の相談をしております。お気軽にご相談ください。なお、昭和四十八年中に資産の贈与を受けた方は、三月十五日までに贈与税の申告と納税も必要です。

振替納税のおすすめ

振替納税は、手数もかからず、自動的に銀行預金口座から納税ができる制度です。振替納税をご利用されると、税務署や銀行

へ出向かなくても自動的に納税ができます。また、納期をお忘れになっても安心です。ご不在がちの方、お仕事の忙しい方には、とくに便利です。振替納税の申込書は銀行および税務署にそなえてあります。

!! 特別土地保有税の申告と納付は済みましたでしょうか!!

二月は特別土地保有税の申告と納付の月です。まだ申告納付をしていない方は二月二十八日までに申告と納付をしてください。

昭和四十八年七月一日から同年十二月三十一日までに一万平方メートル(三〇〇〇坪)以上の土地を買った人は申告納付をする必要があります。

期限におくれないよう、早めに申告納付をしましょう。

じょうずに予防接種を受けるために



予防接種とは何か

- ① 伝染病を防ぐ方法としては、病気の原因があるウイルスや細菌をまきちらす患者や、汚物などを隔離したり消毒する。
- ② それらを運んでくる、昆虫、水、食物などを環境衛生向上によって、なくしたりきれいにする。
- ③ 病にかからない力(免疫)を人につけておく。

予防接種を受けたあとの一般的注意

- 予防接種をうけたあと10分から15分はその場で様子を見て下さい。
- 接種当日とその翌日は安静を守って激しい運動をひかえて下さい。
- 注射や針で皮を傷つけるものは接種当日入浴をやめるのが原則です。熱の出る予防注射では熱のある間は入浴をひかえて下さい。
- 熱が下がって元気ならもう普通の生活でさしつかえありません。ポリオでは当日からでも入浴させてもかまいません。
- 種痘やはしかのワクチンでは数日たってから反応が出ますから、その頃には注意が必要になります。

という三つの方法があります。この第二の方法が、予防接種で大部分の伝染病は、一度かかると二度と、その病気にはかからない力を体に与えます。この力が免疫です。

予防接種の種類としては、次のものがあります。

- ⑦ 法律によって受けることが定められている(強制) 予防接種、定期のものポリオ(小児マヒ) 種痘(天然痘) ジフテリア、百日ゼキ、結核。
 - ⑧ 受けたほうがよいとして国がすすめている(勸奨) 予防接種、インフルエンザ、日本脳炎。
 - ⑨ 自発的に医師のもとで受ける(任意) 予防接種。麻しん(はしか)、破傷風等があります。
- 定期の予防接種は、その時期に役場より区長を通じて通知があります。この通知は住民登録台帳をもとに行なわれますので、赤ちゃんが生まれたらかならず登録しておきましょう。

予防接種を受ける前の一般的注意

- その子の健康状態をよく知っている保護者がつれて行く。
- 通知書問診票を確認し、母子手帳をもつていく。
- 受けた日と翌日はお風呂には入れないことが多いので、その前日に入浴させておく。

石川地区お話大会で最優秀賞



西銘宜孝



石川繁正 喜瀬武原校長

喜瀬武原中学校二年

西銘 宜孝

賞に選ばれた西銘君のお話を紹介します。

校内緑化運動を通して得たもの

昭和四十八年十二月五日山田体育館に於いて、開催された石川地区お話大会で、最優秀

と、小高い山に囲まれた盆地にあり、人口四

百人余りの小さな部落です。部落を囲む山々には毎年、新学期頃になると、真白い姫つばきや真赤なつじの花が咲き乱れ、その景観はたとえようもなく映えます。木々の間からはメジロやうぐいすなどの小鳥のさえずりが聞こえ、部落を流れる小川には清らかな水が絶えず流れ、メダカやエビなどがいます。

しかし、残念なことに金武と安富祖を結ぶ横断道路は、未だ舗装されていません。道路沿いにある部落は、晴天が続くと自動車を通るたびに前方が見えないくらいにほこりが舞い上がり、雨天になると路面はぬかるみ、通学にも支障をきたす時があります。そのため交通の便も悪く、それが過疎化の原因となり、現在、都市地域への人口流出が目立ちます。

このような自然的、社会的環境の中にぼくたちの学校があります。在籍は三、四年前は百四、五十名でしたが、今では百九名の小さな学校です。小学校には複式学級が二学級あり、中学生は四十六名しかいません。それで学校対抗の競技大会では、大部分が選手として参加しなければなりません。参加するたびに、選手や応援団がどんなに一生懸命がんばってみても、いつもきまってビリです。だんだん、ぼくたちは、

「どうせ小さな学校だから他の学校に勝てるはずがない。」



と、試合前から自信をなくしたり、

「参加すればいいではないか。かの有名なクーベルタンだって「参加することに意義あり」と言っているのではないか。」

と、曲解したりの連続でした。こじつけで自分を慰め、友人と安堵感にひたつたあと、あげくのはては対外競技に参加する意義や試合前日までの練習のつらさ、チームワークのむずかしさ等をも忘れて、「どうせ、何もできないさ」と、決めこむようになっていたのです。

ところが、こんなぼくたちに自信と勇気を与えてくれたのは、二年前ぼくが小学校六年生のとき赴任してこられた校長先生でした。先生は、

「どんなに小さな学校でもやればできる、やろうとする意志がないからできないのだ。」

と、朝会のたびに、口ぐせのようにおっしゃいました。そのたびに、ぼくは、

「やればどんなことだってできるんだ。」

と、小さなファイトを燃やすのだが、実際の場面におつかると燃えだしたファイトも消え去り、今までのように逃避的になってしまふのだ。先生は、

「この学校は自然環境がよいから環境整備をやれば、きっとすばらしい学校になるだろう。」

と、おっしゃって校内緑化運動を推進しました。何ごとにつけても消極的だったぼくたちは、いやいやながら、草がぼうぼうと茂った荒地を耕し、花壇を作って草花を植えたりして、少しずつ学校の美化作業に取り組みました。しかし、ぼくの心の奥には、

「こんな荒地を耕してなんになるのだろうか。」

「どんなにがんばっても学校がきれいになるはずがない。花が咲いても、あとは枯れてしまうだけなんだ。」



と、いう考えがまだあったのです。ところが校内緑化運動を始めて半年間が過ぎるとどうでしょうか。学校は見ちがえるほど、花が咲き乱れ、赤土だらけだったグラウンドの周囲には緑色の広葉樹がおい茂り、とても前とは比べようもなく美しくなりました。学校がきれいになるにつれて美化作業も楽しくなり、進んで協力するようになっていきました。学級園コンクール、奉仕委員会の飼育栽培部が中心となって鉢運動を展開し、菊やあさがおコンクールもやるようになり、それらを通



してぼくたちは「自分もやればできること」を知ったのです。

こうして、校内緑化運動の一年目には、沖繩一きれいな学校を選ぶ緑化審査でみごと最優秀賞を受賞しました。その時、ぼくたちは「やればできる」と、いう自信と、「これからも緑化活動が続けてゆこう」と、堅く心に誓い合いました。それと同時に全校生徒、先生方、父兄ひとりひとりの心がゴムの輪のように強く結ばれていることもはっきりと感じたのです。それがきっかけとなって対外競技

でも幾多の賞を受けるようになったのです。PTAは土曜日・日曜日も惜しまず、校内緑化のためにPTA作業をやり、児童生徒は放課後を利用して植樹や水かけをして大事に育てていきました。その努力が実って二年目の緑化審査でも、最優秀賞に選ばれました。その感激は今でも忘れることができません。

ぼくたちは、校内緑化運動を通して、皆の協力がどんなに大切かを知り、どんなに小さな学校でも皆の協力があれば不可能なことはない、という意志の力が大切であることを学びました。これから先、ぼくたちの前途にはどんな困難な問題が待っているかも知れません。しかし、どんなことに対しても緑化運動を通して体得したもの「やればできる」の精神でがんばりたいと思います。

— 完 —
六分四十秒





続谷折返し



アンカー 名嘉真一信(恩納校区)



伊武部折返し

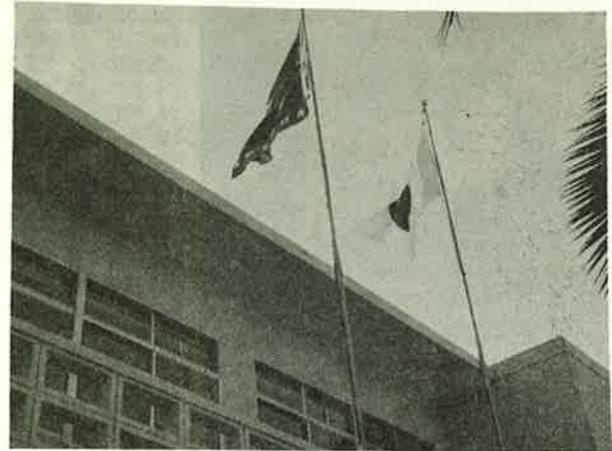
登川政利(仲泊)・大城堅一郎(恩納)
宮平一明(山田)・玉野清宏(恩納)

名城 進(山田)・吉山盛吉(山田)
石川哲夫(恩納)

それに開会式と同時に、恩納村長の争奪杯
の贈呈式が行われた。

恩納村駅伝大会

恩納校区チーム優勝



第五回恩納村駅伝大会は、去る二月三日正午役場前をスタート宇加地、伊武部折返す五六キロ九〇〇メートルのコースで、四校区の選手五六人参加して行われた。区間タッチー一四区間、一チームの走者一四人内中学生四人、高校生五人、一般五人で争われた。



優勝チーム 恩納校区

優勝 恩納校区チーム
(タイム・三時間三十四分三一秒)
二位 山田校区チーム
三位 仲泊校区チーム
四位 安富祖校区チーム



区間賞及び記録更新賞

記録更新賞
大城堅三(恩納)・金城則夫(仲泊)
仲村兼広(仲泊)・城間盛光(恩納)

区間賞
大城堅三(恩納)・当山徳秀(恩納)
登川 恵(仲泊)・金城則夫(仲泊)
城間盛光(恩納)・仲村兼広(仲泊)
登川政利(仲泊)・名嘉真堅松(恩納)
饒波 武(山田)・阿嘉宗福(安富祖)
宮平武弘(山田)・大城堅一郎(恩納)
宮平一明(山田)・名嘉真一信(恩納)

恩納村告示第七一号

昭和四八年第七回恩納村議会定例会を、次のとおり招集する。

- 昭和四八年二月一八日 恩納村長 大城 保晴
- 一、期日 昭和四八年二月二日
- 二、場所 恩納村議会議事堂

昭和四八年度 第七回定例議会終る

昭和四八年第七回定例議会が去年十二月二十一日から昭和四九年一月十一日の十六日間にあつた。恩納村議会議室で開かれた。今議会に提出された案件は十九件で一般質問や、重要な審議の結果条例について次のように十案件が可決された。

条例

恩納村職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四九年一月一四日 恩納村長 大城 保晴

恩納村条例第一号 恩納村職員給与条例の一部を改正する条例 恩納村職員給与条例（一九六二年恩納村条例第三号）の一部を次のように改正する。 第一三条第二項中「次の表に定める割合を乗じて得た額とする。」を「次の表に定める割合を乗じて得た額に、それぞれ五千元を加算した額とする。」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四八年四月一日から適用する。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四九年一月一四日

恩納村長 大城 保晴

恩納村条例第二号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和四七年恩納村条例第一号）の一部を次のように改正する。

- 第三条例表中「一六〇、五〇〇円」を「二二一、〇〇〇円」に「一三〇、二〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」

に「二二一、一〇〇円」を「一五八、〇〇〇円」に「八八、八〇〇円」を「一一九、六〇〇円」にそれぞれ改める。

第四条を次のように改める。

第四条 期末手当は、三月一日、六月一日及び二月一日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日から起算して一五日をこえない範囲内において一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し又は死亡したものについても同様とする。

- (2) 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した者については退職し又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額に三月に支給する場合においては一〇〇分の五〇、六月に支給する場合には一〇〇分の一一〇、一二月に支給する場合には一〇〇分の二〇〇を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内（基準日が二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて別表第三に定める割合を乗じて得た額とする。

附則

(1) この条例は公布の日から施行し、昭和四八年四月一日から適用する。ただし、第四

条の規定は昭和四八年度に限り年間一〇〇分の四八〇の率とする。

別表3

在 職 期 間		割 合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3 箇月	6 箇月	100分の100
2 箇月15日以上 3 箇月未満	5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
1 箇月15日以上 2 箇月15日未満	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
1 箇月15日未満	3 箇月未満	100分の30

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四九年一月一四日

恩納村長 大城 保晴

恩納村条例第三号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件

に關する条例（昭和四七年恩納村条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条例中 月額「一〇七、九五〇円」を「一四二、〇〇〇円」に改める。

第四条例見出し 「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四八年四月一日から適用する。

恩納村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四九年一月一四日

恩納村長 大城 保晴

恩納村条例第四号 恩納村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

恩納村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和四七年恩納村条例第四号）の一部を次のように改正する。

- 第二条例中 「四五、〇〇〇円」を「六三、〇〇〇円」に「四一、四〇〇円」を「五四、八〇〇円」に「三九、六〇〇円」を「五〇、六〇〇円」にそれぞれ改める。
- 第五条を次のように改める。
- 第五条例中 議長、副議長及び議員で、三月一日、

- ① 在職期間が六月の場合 一〇〇分の一〇〇
- ② 在職期間が三月以上六月未満の場合 一〇〇分の六〇
- ③ 在職期間が三月未満の場合 一〇〇分の三〇

附則

この条例は公布の日から施行し、昭和四八年四月一日から適用する。ただし、第五条の規定は、昭和四八年度に限り、なお、従前の例による。



恩納村職員の給与に関する条例をここに公布する。

昭和四十九年一月一四日

恩納村長 大城 保晴
恩納村条例第五号
(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二六一号。以下「法」という。)第二十四条第六項の規定に基づき、職員(地方公営企業関係労働法(昭和二十七年法律第二八九号)第三条第二項の職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。)の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第二条 給料は、正規の勤務時間における勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当・扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(2) 宿舍、食事、被服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は貸与される場合には、その全部又は一部を給料の一部として、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除することができる。

(給料表)

第三条 給料表の種類は、次の各号に掲げる

とおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

① 行政職給料表(別表第1)
② 教育職給料表(別表第2)

(2) 前項の給料表(以下単に「給料」という)は、第二条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

(3) 職員の職務はその複雑・困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は規則で定める。

(4) 職員の属すべき職務の等級は、前項に規定する分類基準及び別に規則で定める等級別資格基準その他の基準に従い決定する。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第四条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

(2) 職員が、一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合の号給は、規則で定めるところにより決定する。

(3) 前二項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号給をこえて給料月額を決定することができる。

(4) 職員が現に受けている号給を受けるに至つた時から一二月(五八才以上の年令で規則で定めるものをこえる職にあつては、一八月又は二四月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号級上位の号給に昇給させることができる。ただし、第一項又は第二項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、規則で定めるところにより当該期間を短縮することができる。

(5) 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず同項に規定する期間を短縮し、若しくは、その現に受けている号給より、二号級以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行なうことができる。

(6) 職員の給料月額がその属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至つた時から二四月(その給料月額が職務の等級における給料の幅の最高額である場合にあつては一八月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の等級における最高の号給の額とその直近

下位の号給の差額をその者が現に受けている給料月額に加えて得た額(次項において「直近上位の額」という。)に昇給させることができる。

(7) 前項の場合において、勤務成績が特に良好である等特殊の事情があるときは規則で定めるところにより、同項ただし書に規定する時間を短縮し、若しくは、直近上位の額をこえる額に昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行なうことができる。

(8) 前四項に規定する昇給は、予算の範囲内で行なわなければならない。

(給料の調整額)

第五条 村長は、給料月額が、職務の複雑・困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の職に比して著しく特殊な職に對して適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

(2) 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の一〇〇分の二五をこえてはならない。

(給料の支給方法)

第六条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は毎月二一日とし、その日が、日曜日又は休日にあたる場合は、その日前において最も近い日曜日又は休日

でない日を支給日とする。

(2) 職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。

(3) 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて算出する。

(勤務一時間当りの給与額の算出)

第七条 勤務一時間当りの給与額は給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に二二を乗じ、その額を一週間の勤務時間(二二を乗じたもので除して得た額とする)に五二を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第八条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、前条に規定する勤務一時間当りの給与額を減額して給与を支給する。

(初任給調整手当)

第九条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額をこえない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三〇年以内、

第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内の期間、採用の日から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

① 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの
月額一〇〇、〇〇〇円

② 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(医療職給料表の適用を受ける職員の職を除く)で規則で定めるもの
月額二、五〇〇円

③ 前二項の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので規則で定めるもの月額一、〇〇〇円

(2) 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(3) 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は規則で定める。

これを一円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第一七条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対しその勤務について支給する。

(2) 宿日直の手当の額は、前項の勤務一回につき、一、〇〇〇円をこえない範囲内で規則で定める額とする。ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続き行なわれる宿直勤務にあつては、一、八〇〇円をこえない範囲内で規則で定める額とする。

(2)の2 前項の宿日直勤務のうち、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、七、〇〇〇円をこえない範囲内において規則で定める月額宿日直手当を支給する。

(3) 第一項の勤務は、第二二条、第二三条第二項及び第一四條の勤務には含まれないものとする。

(4) 恩納村消防団員の宿日直については、第二項及び前項を準用する。

(管理手当)

第一七条の二 保育所は、管理手当として一日につき五四〇円とする。

(管理職手当)

第一八条 削除

(期末手当)

第一九条 期末手当は、三月一日、六月一日及び二月一日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して一五日をこえない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(第二三条第七項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

(2) 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した職員にあつては退職し又は死亡した日現在)において職員が受

在 職 期 間		割 合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3 箇月	6 箇月	100分の100
2 箇月15日以上 3 箇月未満	5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
1 箇月15日以上 2 箇月15日未満	3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
1 箇月15日未満	3 箇月未満	100分の30

けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらの対する調整手当の月額の合計額に三月に支給する場合においては一〇〇分の五〇、六月に支給する場合においては一〇〇分の一〇〇、一二月に支給する場合においては一〇〇分の二〇〇を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内(基準日が二月一日であるときは、六箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて上の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(3) 前項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、別に規則で定める。

(勤勉手当)

第二十条 勤勉手当は、六月一日及び二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して一五日をこえない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

(2) 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し又は死亡した職員にあつては退職し又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月

額の合計額に一〇〇分の六〇を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

(初任給調整手当等の支給方法)

第二二条 初任給調整手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当にあつては、当月の分をその月の給料支給日に、その他の手当にあつては、翌月の給料支給日に支給する。

(臨時職員等の給与)

第二二条 任用期間の定めのある常勤の職員については、別に規則で定めるところにより給与を支給する。

(2) 常勤を要しない職員については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(休職者の給与)

第二三条 職員が公務上負傷し又は疾病にかかり、法第二八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾患にかかり、法第二八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ一〇〇分の八〇を支給する。

(3) 職員が前二項以外の心身の故障により、法第二八条第二項第一号に掲げる理由に該

当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ一〇〇分の八〇を支給することができる。

(4) 職員が法第二八条第二項第二号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、調整手当、住居手当及び扶養手当のそれぞれ一〇〇分の六〇以内を支給することができる。

(5) 第二項又は第三項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第一九条第一項に規定する基準日前一月以内に退職し、又は死亡したときは同項の規定により規則で定める日に当該各項の期末手当を支給することができる。ただし規則で定める職員については、この限りでない。

(規則への委任)

第二四条 この条例の施行に關して必要な事項は規則で定める。

附 則

- ① この条例は公布の日から施行し、昭和四八年四月一日から適用する。
- ② この条例の施行前に改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内

私とみなす。

③ この条例の施行の際、当分の間、この条例に定める給与のほか別に条例に定めるところにより給与の調整に伴う特別の手当を支給することができる。

④ 第二〇条の規定は、当分の間適用しない。

⑤ 第一九条に規定する期末手当のうち六月及び一二月に支給する場合におけるそれぞれの基準日にかかる支給割合は、同条第二項の規定にかかわらず当分の間、同条における支給割合にそれぞれ一〇〇分の六〇を加算して得た割合とする。

⑥ 第一三条第二項の規定は、昭和四八年度に限り、なお従前の例による。

⑦ 第一七条の規定は、昭和四八年九月一日から適用する。



※この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭に適用する。

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
1	—円	48,900円	—円
2	87,200	51,800	46,100
3	90,800	55,000	47,500
4	94,400	58,100	48,900
5	98,300	60,700	51,100
6	102,200	63,400	53,700
7	106,100	66,100	56,300
8	110,000	68,800	58,900
9	113,900	71,600	61,500
10	117,800	74,400	64,100
11	121,700	77,300	66,600
12	125,400	80,200	69,000
13	129,100	83,500	71,400
14	132,800	86,900	73,800
15	136,400	90,300	76,200
16	140,000	93,800	78,600
17	143,600	97,300	81,000
18	147,300	101,200	83,400
19	151,000	105,100	85,800
20	154,700	109,000	88,200
21	158,300	112,900	90,500
22	161,400	115,900	92,500
23	164,400	118,500	94,400
24	167,200	121,100	96,200
25	170,000	123,600	98,000
26	172,700	126,100	99,400
27	174,800	128,700	
28		131,300	
29		133,900	
30		136,500	
31		139,100	
32		141,700	
33		144,200	
34		146,700	
35		149,100	
36		151,200	
37		153,000	

※この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—円	60,400円	53,500円	—円
2	74,000	63,600	55,600	43,500
3	77,400	66,800	57,800	44,800
4	80,800	70,000	60,400	46,100
5	84,300	73,200	63,000	47,500
6	87,800	76,400	65,600	49,300
7	91,400	79,500	68,200	51,300
8	95,000	82,600	70,800	53,400
9	98,600	85,400	73,000	54,800
10	102,200	88,200	75,200	56,200
11	105,800	91,000	77,200	57,600
12	109,400	93,800	79,200	59,000
13	113,000	96,600	81,200	60,400
14	116,300	99,000	82,900	61,800
15	119,400	101,400	84,600	63,200
16	122,400	103,700	86,300	64,600
17	125,400	106,000	88,000	65,600
18	127,600	108,000	89,600	
19	129,800	110,000	90,900	
20	131,900	111,500		
21	133,500			

(給与の調整)

第二条 給与の調整については、旧琉球政府職員が国の職員又は県の職員となつた者に対する経過措置及び人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)に定める基準に従い、別に定める仮計算要綱により、仮計算を行ないこれを基礎として調整する。

職員給与の調整等に関する特別措置条例をここに公布する。

昭和四九年一月一四日

恩納村長 大城 保晴

恩納村条例第六号

(目的)

第一条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和四八年恩納村条例第五号)及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四八年恩納村条例第八号)に規定する職員(非常勤職員を除く)の給与に關し、初任給、昇給の基準等の不備により生じた職員間の格差を是正し、職員の勤務条件の公平性を確保するため、給与の調整をはかることを目的とする。

(2) 前項に規定する職員の給与の調整については、地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)第二十四条に規定する給与の根本基準の趣旨に則り調整するものとし、その差額等がある場合の措置は、この条例の定めるところによるものとする。

(差額手当)

第三条 前条に規定する給与の調整の際、調整後の職員の給料月額(以下「新給料月額」という)と職員の受けていた従前の給料月額(以下「旧給料月額」という)との差額のある場合は、新給料月額が旧給料月額に比し高い額となる者については、新給料月額とし、新給料月額が旧給料月額に達しない額となる者については、その差額を差額手当として支給する。

(2) 差額手当の月額は、昭和四九年三月三十一日までの間は、新給料月額から旧給料月額を減じた額、同年四月一日以降の各年の四月一日から翌年の三月三十一日までの間は、それぞれの年の三月三十一日における差額手当の月額から次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める額(以下「通減額」という)を減じた額とし、それぞれの年の三月三十一日における差額手当の月額が通減額と同額である場合又は通減額に達しない場合には、差額手当の支給は、その日をもって終る。

① 差額が一〇、〇〇〇円以下の者の場合

二、〇〇〇円

② 差額が一〇、〇〇〇円をこえる者の場合、差額の五分の一に相当する額(その額に一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げた額とする)。

(差額手当等を給料とみなす場合)

第四条 差額手当を支給される職員に係る職員の給与に関する条例(昭和四八年恩納村条例第七号以下「条例」という)第七条、第一四条、第一五号、第一六条、第一九条及び第二三条並びに職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和四七年恩納村条例第一五号以下「懲戒条例」という)第二条の規定の適用については差額手当は給料とみなす。

(2) 差額手当を支給される職員に係る条例第一八条及び第一九条の給料月額は、条例の規定による給料月額に差額手当の月額を加算した額とする。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に關して必要な事項は、規則で定める。

附 則

① この条例は、公布の日から施行し昭和四八年四月一日から適用する。

恩納村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四九年一月二四日提出

恩納村長 大城 保晴

恩納村条例第七号

恩納村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恩納村国民健康保険税条例(昭和四八年恩納村条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一三条第一号中 「九一五円」を「九五五円」に改める。

附則第七項一号中 「一九一元」を「九五一元」に「三三七円」を「一、六五五円」に

同項第二号中 「二二七円」を「六三四円」に「二一八円」を「一、一〇四円」に改める。

附則第七項を第九項とし、第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

(長期譲渡所得に係る保険税の特例)

(2) 昭和四八年度から昭和五一年度までの各年度分の保険税に限り、世帯主またはその世帯に属する被保険者が法附則第三四條第一項の譲渡所得を有する場合における第三條第一項および第三項、第十條第一項ならびに第一三條の規定の適用については、これらの規定(第三條第三項を除く)中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第三四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第三條第三項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第三四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と改める。

金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の特例) 課税の
(3) 前項の規定は、世帯主またはその世帯に
属する被保険者が法附則第三五条第一項の
譲渡所得を有する場合について準用する。
この場合において、前項中「法附則第三四
条第一項に規定する長期譲渡所得金額」と
あるのは「法附則第三五条第一項に規定す
る短期譲渡所得の金額」と読み替えるもの
とする。

附 則

(施行期日)

(1) この条例は、昭和四八年四月一日から施
行する。ただし、第二三条および附則第七
項の改正に係る分については、昭和四八年
一月一日から適用する。

(経過規定)

(2) 昭和四八年度分の保険税に係る第三条第
一項中「前年」とあるのは「昭和四七年四
月一日から二月三十一日までの間」と読み
替えるものとする。

(3) 昭和四八年度分の保険税に係る第一一条
第一項の規定の適用については、この規定
中「前年度の保険税額」とあるのは、「
前年度の保険税額に一二を乗じて得た額を
三で除して得た額」とする。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類

及び基準に関する条例をここに公布する。

昭和四九年一月一四日

恩納村長 大城 保 晴

(趣 旨)

第一条 この条例は、地方公営企業労働関係
法(昭和二七年法律第二八九号)附則第四
項により、同法の規定を準用する職員(以
下「単労職員」という)の給与の種類及び
基準に関して必要な事項を定めるものとす
る。

(給与の種類及び基準)

第二条 単労職員の給与の種類は、給料、扶
養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務
手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日
直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手
当及び退職手当とする。

(2) 給与の額は、恩納村職員の給与に関する
条例(昭和四八年恩納村条例第 号)に
規定する職員の給与との権衡を考慮に定め
るものとする。

(給 料)

第三条 給料は、正規の勤務時間による勤務
に対する報酬であつて、その責務の複雑、
困難及び責任に応じ、かつ、勤労の強度、
勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考
慮したものでなければならぬ。

(2) 正規の勤務時間とは、職員の勤務時間に

関する条例(昭和四七年恩納村条例第二三
号)に規定する勤務時間をいう。

(扶養手当)

第四条 扶養手当は、扶養親族のある単労職
員に対して支給する。

(2) 扶養手当の支給については、次の各号に
掲げる者で他に生計の途がなく、主として
その単労職員の扶養を受けているものを扶
養親族とする。

- ① 配偶者(届出をしていないが、事実上
婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- ② 満一八歳未満の子及び孫
- ③ 満六十歳以上の父母及び祖父母
- ④ 満一八歳未満の弟妹
- ⑤ 不具廃疾者

(3) 単労職員が児童手当法(昭和四六年法律
第七三号)の規定による児童手当の支給を
受ける場合において、当該児童手当に係る
同法第四条第一項の支給要件児童のうちに
当該単労職員の扶養親族たる者が三人以上
あるときは、当該単労職員の扶養手当の額
を調整するものとする。

(住居手当)

第五条 住居手当は、自ら居住するため住宅
(賃間を含む)を借り受け、家賃(使用料
を含む)を支払っている単労職員(任命権
者が定める単労職員を除く)に対して支給
する。

(通勤手当)

第六条 通勤手当は、次の各号に掲げる単労
職員で通勤距離が片道二キロメートル以上
であるものに支給する。

① 通勤のため交通機関又は有料の道路を
利用してその運賃又は料金を負担するこ
とを常例とする単労職員

② 通勤のため交通機関等を利用してその
運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用
することを常例とする単労職員

(時間外勤務手当)

第七条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間
外に勤務することを命ぜられ、勤務した単
労職員に対して支給する。

(休日勤務手当)

第八条 休日勤務手当は、休日において正規
の勤務時間中に勤務を命ぜられ勤務した単
労職員に対して支給する。

(夜間勤務手当)

第九条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間と
し、午後十時から翌日の午前五時までの間
に勤務した単労職員に対して支給する。

(宿日直手当)

第十条 宿日直手当は、宿日直勤務を命じら
れた単労職員に対して支給する。

(期末手当)

第一一条 期末手当は、三月一日、六月一日、
及び十二月一日(以下この条においてこれ

らの日を「基準日」という)にそれぞれ在
勤する単労職員に対し、基準日以前三箇月
以内(基準日が一月一日であるときは六
箇月以内)の期間におけるその者の在職期
間の区分に応じて支給する。これらの基準
日前一箇月以内に退職し又は死亡した単労
職員についても、同様とする。

(勤勉手当)

第二二条 勤勉手当は、六月一日及び一月
一日(以下この条においてこれらの日を「
基準日」という)にそれぞれ在勤する単労
職員に対し、基準は以前六箇月以内。期間
におけるその者の勤務成績に応じて支給す
る。これらの基準日一箇月以内に退職し、
又は死亡した職員についても、同様とする。

(特殊勤務手当)

第二三条 特殊勤務手当は、著しく危険、不
快、不健康又は、困難な勤務その他の著し
く、特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要
とし、かつ、その特殊性を給料で考慮する
ことが適当でないと認めるものに従事する
単労職員に対し、その勤務の特殊性に応じ
て支給する。

(2) 前項の特殊勤務手当の種類は、職員の特
殊勤務手当に関する条例(昭和四九年恩納
村条例第九号)に規定する種類とする。

(退職手当)

第一四条 単労職員が勤続六箇月以上で退職

した場合又は勤続期間六箇月未満で退職し
た場合で次に掲げる理由により退職したと
きは、退職手当を支給する。

- ① 職制若しくは定数の改廃又は予算の減
少により廃職又は過員を生じたため退職
した場合
- ② 傷い疾病によりその職に堪えず退職し
た場合
- ③ 前二号に掲げる理由により本人の意に
反して退職した場合
- ④ 在職中に死亡した場合

退職手当は、次の各号の一に該当する者
には支給しない。

- ① 地方公務員法(昭和二五年法律第二六
一号)第二九条の規定により懲戒免職の
処分を受けた者
- ② 地方公務員法第二八条第四項の規定に
よる失職(同法第一六条第一号に該当す
る場合を除く)をした者
- ③ 労働基準法(昭和二二年法律第四九号)
第二十条及び第二二条の規定により解雇予
告手当を支払う場合においては、これに相
当する額を減額して退職手当を支給するも
のとする。

(4) 勤務期間六箇月以上で退職した職員が退
職の日の翌日から起算して一年以内に失業
している場合において、その者が失業保険
法(昭和二二年法律第一四六号)に規定す

る失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

なす。

(3) この条例の施行の際、当分の間、この条例に定める給与のほか別に条例に定めるところにより給与の調整に伴う特別の手当を支給することができる。

第一五条 単労働員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権（その委任を受けた者も含む）の承認があった場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(4) 第一二条の規定は、当分の間適用しない。

(5) 第一条に規定する期末手当のうち六月及び一二月に支給する場合におけるそれぞれの基準日にかかる支給割合は、同条第二項の規定にかかわらず当分の間、同条に定める支給割合にそれぞれ一〇〇分の六〇を加算して得た割合とする。

(休職者の給与)
第一六条 単労働員が休職にされたときは、任命権者が定めるところにより給与を支給することができる。

昭和三十九年一月四日
恩納村長 大城 保 晴
恩納村条例第九号

(非常勤職員の給与)
第一七条 常勤を要しない者については、任命権者は単労働員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。

(趣 旨)
第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二五年法律第二六一号）第二四条第六項及び職員給与に関する条例（昭和四八年恩納村条例第 号）第一三條第二項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に必要事項を定める。

(規則への委任)
第一八条 この条例の施行に必要事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当の種類)
第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) この条例は公布の日から施行し、昭和四八年四月一日から適用する。

(2) この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみ

昭和三十九年一月四日
恩納村長 大城 保 晴
恩納村条例第九号

- ① 税務手当
 - ② 行旅病人等取扱手当
 - ③ 用地等交渉手当
 - ④ 幼稚園長兼務手当
 - ⑤ 暴風雨時勤務手当
 - ⑥ 水災等及び救急業務手当
 - ⑦ 伝染病防疫作業手当
- (税務手当)
第三条 税務手当は、村税の賦課及び徴収に関する事務に従事した職員に対して支給する。
- (2) 前項の給与額は勤務一月につき、当該職員の給料月額の一〇〇分の五に相当する額とする。
- (3) 第一項の職員が滞納処分又は犯則取締りの業に従事するときは、業務に従事した日、一日につき一〇〇円を前項の額に加算して支給する。
- (行旅病人等取扱手当)
第四条 行旅病人等取扱手当は、次に掲げる職員に支給する。
- ① 精神病患者を取扱う職員
 - ② 行旅病人を取扱う職員
 - ③ 行旅死亡人を取扱う職員
- (2) 前項第一号及び第二号の給与額は、勤務一回につき、三〇〇円とし、第三号の給与額は一、〇〇〇円とする。
- (用地等交渉手当)

第五条 用地等交渉手当は、公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に關し、現地で、直接交渉する業務に従った職員に支給する。

に從事する職員が伝染病が発生し、又は発生する所がある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑のある患者の救護若しくは伝染病菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜もしくは伝染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき支給する。

(2) 前項の給与額は、業務に従事した日一日につき一三〇円とする。

(2) 前項の給与額は、一日につき一〇〇円とする。

(幼稚園長兼務手当)
第六条 幼稚園長兼務手当は、村立小学校又中学校の校長又は教頭の職にある者、若しくは任命権者が認める者が、村立幼稚園の園長に従事した職員に対して支給する。

(手当の減額)
第十条 第二条第一号、第四号に掲げる特殊勤務手当を支給する場合において、その勤務状況に応じ次の区分により支給する。

(暴風雨時勤務手当)
第七条 暴風雨時勤務手当は、暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられた職員に支給する。

① 月の一日から末日までの期間において勤務した日が一日以上五日未満の場合、全額
② 勤務した日が一日以上五日未満の場合、月額の二分の一

(2) 前項の給与額は、勤務一時間につき二五〇円とする。

(2) 新たに特殊勤務手当を受けることとなった者又は特殊勤務手当を受けなくなった者に対する前項に規定する手当の支給については、同様とする。

(水災等救急業務手当)
第八条 水災等及び救急業務手当は、その職務を行なうことを命ぜられた職員に対し、次に掲げる額を支給する。

(特殊勤務実績簿)
第一条 任命権者は、特殊勤務実績簿（別紙様式）を作成し、必要事項を記入のうえ、これを保管しなければならない。ただし、特別の勤務でこの様式により難い場合等の事情があるときは、この様式に準じて任命

(2) 前項の給与額は一回につき一、〇〇〇円とする。

特別の勤務でこの様式により難い場合等の事情があるときは、この様式に準じて任命

(伝染病防疫作業手当)
第九条 伝染病防疫作業手当は、伝染病防疫

特別の勤務でこの様式により難い場合等の事情があるときは、この様式に準じて任命



恩納村告示第12号

昭和48年度特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,634千円を追加し歳入歳出それぞれ53,780千円とする。

(2) 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は「第1表歳入歳出予算補正による。」による。

昭和49年1月14日

恩納村長 大城保晴

第1表 歳入 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		16,679	2,428	19,107
	1. 国民健康保険税	16,678	2,280	18,958
	2. 滞納繰越分	1	148	149
7. 繰越金		500	3,206	3,706
	1. 繰越金	500	3,206	3,706
歳入合計		48,146	5,634	53,780

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		5,511	839	6,350
	1. 総務管理費	3,892	839	4,731
2. 保険給付費		39,212	4,044	43,256
	1. 療養諸費	38,422	4,044	42,466
4. 諸支出金		813	751	1,564
	1. 償還金及び還付加算金	813	751	1,564
歳出合計		48,146	5,634	53,780

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 繰越金		15,875	49,364	65,239
	1. 繰越金	15,875	49,364	65,239
18. 諸収入		12,816	130	12,946
	4. 雑収入	12,811	130	12,941
歳入合計		594,862	217,386	812,248

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		19,881	1,526	21,407
	1. 議会費	19,881	1,526	21,407
2. 総務費		75,450	106,157	181,607
	1. 総務管理費	56,142	101,106	157,248
	2. 徴税費	11,621	3,503	15,124
	3. 戸籍住民基本台帳費	4,638	617	5,255
	4. 選挙費	1,775	283	2,058
3. 民生費		49,568	12,476	62,044
	1. 社会福祉費	18,826	5,176	24,002
4. 衛生費		90,777	12,495	103,272
	1. 保健衛生費	80,680	12,158	92,838
6. 農林水産業費		73,532	36,604	110,136
	1. 農業費	64,594	9,731	74,325
	2. 林業費	6,563	2,084	4,479
7. 商工費		5,955	471	6,426
	1. 商工費	5,955	471	6,426
8. 土木費		134,393	30,132	164,525
	1. 土木管理費	4,052	879	4,931
	2. 道路橋梁費	109,572	9,748	119,320
9. 消防費		2,598	671	3,269
	1. 消防費	2,598	671	3,269
10. 教育費		103,758	21,016	124,774
	1. 教育総務費	10,645	2,222	12,867
	2. 小学校費	27,381	2,308	29,689
	3. 中学校費	40,012	5,903	45,915
	4. 幼稚園費	8,151	1,967	10,118
	5. 社会教育費	2,890	399	3,289
11. 災害復旧費		16,536	4,686	21,222
	1. 農林水産施設災害復旧費	13,203	3,939	17,142
14. 予備費		10,217	△ 8,848	1,369
	1. 予備費	10,217	△ 8,848	1,369
歳出合計		594,862	217,386	812,248

恩納村告示第13号

昭和47年度恩納村歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、昭和47年度恩納村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

昭和48年1月14日

恩納村長 大城保晴

歳入

昭和47年度恩納村歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1款 村税	1項 村民	14,012,000	20,786,452	19,908,058		878,394	142%
	2項 固定資産	1,924,000	3,672,228	3,046,254		625,974	158
	3項 軽自動車	6,417,000	7,080,750	6,915,603		165,147	108
	4項 村たばこ消費	247,000	284,273	267,900		16,373	108
	5項 電気ガスの	5,017,000	8,646,050	8,646,050		—	172
	6項 旧法による	153,000	376,909	376,909		—	246
	7項 湯	4,000	441,842	370,942		70,900	9,274
2款 娯楽施設利用税交付金	1項 娯楽施設利用税交付金	250,000	284,400	284,400		—	114
	1項 娯楽施設利用税交付金	2,156,000	3,893,366	3,893,366		—	181
3款 自動車取得税交付金	1項 自動車取得税交付金	2,156,000	3,893,366	3,893,366		—	181
	1項 自動車取得税交付金	1,801,000	2,306,000	2,306,000		—	128
4款 国有提供所在市町村助成交付金	1項 国有提供所在市町村助成交付金	1,801,000	2,306,000	2,306,000		—	128
	1項 国有提供所在市町村助成交付金	19,394,000	19,394,000	19,394,000		—	100
5款 地方交付税	1項 国有提供所在市町村助成交付金	19,394,000	19,394,000	19,394,000		—	100
	1項 地方交付税	169,940,000	169,940,000	169,940,000		—	100
6款 交通安全対策特別交付金	1項 交通安全対策特別交付金	169,940,000	169,940,000	169,940,000		—	100
	1項 交通安全対策特別交付金	1,002,000	1,001,000	1,001,000		—	99
7款 分担金及び負担金	1項 分担金	1,002,000	1,001,000	1,001,000		—	99
	2項 負担金	2,002,000	4,456,720	4,456,720		—	223
		2,001,000	4,456,720	4,456,720		—	223
		1,000	—	—		—	—

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
8款 使用料及び手数料	1項 使用料	4,218,000	4,595,756	4,594,740		1,046	109%
	2項 手数料	2,225,000	2,153,522	2,152,476		1,046	97
9款 国庫支出金	1項 国庫負担金	1,993,000	2,442,234	2,442,234		—	123
	2項 国庫補助金	86,933,000	94,150,196	86,001,196		8,149,000	99
	3項 国庫委託金	8,687,000	13,407,150	13,407,150		—	154
10款 県支出金	1項 国庫委託金	76,293,000	78,921,336	70,772,336		8,149,000	93
	2項 県負担金	1,953,000	1,821,710	1,821,710		—	93
	3項 県委託金	42,443,000	47,407,119	37,191,119		10,216,000	88
11款 財産収入	1項 県負担金	1,599,000	978,004	978,004		—	61
	2項 県補助金	39,981,000	45,447,902	35,231,902		10,216,000	88
	3項 県委託金	863,000	981,213	981,213		—	114
12款 寄附金	1項 財産運用収入	87,831,000	90,363,629	90,308,301		55,328	103
	2項 財産売却収入	85,451,000	87,513,770	87,458,442		55,328	102
13款 繰入金	1項 寄附金	2,380,000	2,849,859	2,849,859		—	120
	1項 基金繰入金	1,557,000	1,047,893	1,047,893		—	67
14款 繰越金	1項 基金繰入金	1,557,000	1,047,893	1,047,893		—	67
	1項 繰越金	20,367,000	20,372,307	20,372,307		—	100
15款 諸収入	1項 繰越金	20,367,000	20,372,307	20,372,307		—	100
	1項 繰越金	18,397,000	18,397,694	18,397,694		—	100
16款 村債	1項 延滞金加算金及び過料	18,397,000	18,397,694	18,397,694		—	100
	2項 村預金利息	94,000	4,675,678	4,448,390		227,288	4,732
	3項 貸付金元利収入	3,000	—	—		—	—
	4項 雑収入	1,000	1,197,608	1,197,608		—	119,760
	5項 受託事業収入	59,000	3,447,670	3,220,382		227,288	5,458
歳入合計	1項 村債	30,000	30,400	30,400		—	101
	1項 村債	13,153,000	10,100,000	10,100,000		—	77
		13,153,000	10,100,000	10,100,000		—	77
		485,300,000	512,887,810	493,360,754		19,527,056	102

昭和47年度恩納村歳入歳出決算書

歳出	款	項	子算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	子算現額と支出済額との比較%
1款 議会費	1項 議 会	費	16,110,000	14,412,764	-	1,697,236	89.46%
		2款 総務費	67,882,000	62,652,783	-	5,229,217	92.30%
		1項 総務管理費	47,968,000	44,353,192	-	3,614,808	92.46%
		2項 徴税費	11,821,000	10,964,516	-	856,484	92.75%
		3項 戸籍住民基本台帳費	4,402,000	4,225,562	-	176,438	95.99%
		4項 選挙費	2,732,000	2,332,992	-	399,008	85.40%
3款 民生費	6項 統計調査委員	費	752,000	599,181	-	152,819	79.68%
		5項 監査	207,000	177,340	-	29,660	85.67%
		3款 民生費	38,015,000	35,510,089	-	2,504,911	93.41%
		1項 社会福祉費	19,383,000	17,625,270	-	1,757,730	90.93%
		2項 児童福祉費	18,299,000	17,628,819	-	670,181	96.34%
		3項 災害救助費	333,000	256,000	-	77,000	76.88%
4款 衛生費	1項 保健衛生費	費	39,264,000	27,007,537	7,306,000	4,950,463	68.78%
		2項 消毒費	13,157,000	9,024,144	-	4,132,856	68.59%
		3項 水道費	3,642,000	3,279,057	-	362,943	90.03%
		1項 保健衛生費	22,465,000	14,704,336	7,306,000	454,664	65.45%
		2項 消毒費	3,000	-	-	3,000	-
		3項 水道費	3,000	-	-	3,000	-
5款 労働費	1項 失業対策費	費	80,134,000	65,408,549	11,218,884	3,506,567	81.62%
		6款 農林水産業費	73,243,000	58,710,773	11,218,884	3,313,343	80.16%
		1項 農業費	2,398,000	2,295,944	-	102,056	95.74%
		2項 林業費	4,493,000	4,401,832	-	91,168	97.97%
		3項 水産業費	9,566,000	8,674,247	-	891,753	90.68%
		7款 商工費	9,566,000	8,674,247	-	891,753	90.68%
8款 土木費	1項 商工費	費	47,115,000	26,163,283	18,506,000	2,445,717	55.53%
		8款 土木費	3,505,000	3,473,844	-	31,156	99.11%
		1項 土木管理費	34,110,000	15,794,809	16,916,000	1,399,191	46.31%
		2項 道路橋梁費	9,500,000	6,894,630	1,590,000	1,015,370	72.58%
		3項 河川費	4,816,000	4,405,108	-	410,892	91.47%
		9款 消防費	4,816,000	4,405,108	-	410,892	91.47%

款	項	子算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	子算現額と支出済額との比較%	
9款 消防費	1項 消防費	費	4,816,000	4,405,108	-	410,892	-
		10款 教育費	159,723,000	148,890,362	4,738,000	6,094,638	93.21%
		1項 教育総務費	10,135,000	8,874,877	-	1,260,123	87.57%
		2項 小中学校費	77,416,000	75,233,936	-	2,182,064	97.18%
		3項 幼稚園費	14,526,000	13,151,143	-	1,374,857	90.54%
		4項 幼稚園費	45,075,000	40,049,351	4,738,000	287,649	88.85%
		5項 社会教育費	2,245,000	1,858,177	-	386,823	82.77%
		6項 保健体育費	163,000	115,005	-	47,995	70.56%
		7項 学校給食費	10,163,000	9,607,873	-	555,127	94.54%
		11款 災害復旧費	1項 農林水産業施設災害復旧費	7,083,000	7,060,194	-	22,806
	2項 公共土木施設災害復旧費	7,081,000	7,060,194	-	20,806	99.71%	
	3項 文教施設災害復旧費	1,000	-	-	1,000	-	
12款 公債費	1項 公債費	費	15,518,000	10,932,331	-	4,585,669	70.45%
		13款 諸支出金	15,518,000	10,932,331	-	4,585,669	-
		1項 普通財産取得費	2,000	-	-	2,000	-
14款 子備費	1項 子備費	費	69,000	-	-	69,000	-
		歳出合計	69,000	-	-	69,000	-
		485,300,000	411,117,247	41,768,884	32,413,869	84.71%	

昭和47年度恩納村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、昭和47年度恩納村国民健康保険特別会計歳入

歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

昭和49年1月14日

恩納村長 大城保晴

歳入

昭和47年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	3,610,000	4,397,781	4,248,500		149,281	118%
2	一部負担金	1,000	—	—		—	—
3	使用料及手数料	2,000	—	—		—	—
4	国庫支出金	7,399,000	7,399,000	7,527,000		—	102
	1 国庫庫負担金	5,938,000	5,938,000	6,060,000		—	102
	2 国庫補助金	1,461,000	1,461,000	1,467,000		—	100
5	県支出金	1,000	—	—		—	—
6	繰入金	75,000	—	—		—	—
	1 他会計繰入金	75,000	—	—		—	—
7	諸収入	6,000	1,000	6,686		—	111
	1 延滞金及び過料	2,000	—	—		—	—
	2 預金	1,000	1,000	6,686		—	669
	3 雑	3,000	—	—		—	—
	歳入合計	11,094,000	11,797,781	11,782,186		149,281	106

歳出

昭和47年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	1,049,890	943,497		106,393	90%
	1 総務管理費	794,890	758,419		36,471	95
	2 徴収税費	218,000	185,078		32,922	85
	3 運営協議会費	35,000	—		35,000	—
	4 趣旨普及費	2,000	—		2,000	—
2	保険給付費	10,018,475	7,210,139		2,808,336	72
	1 療養諸費	9,815,475	7,084,139		2,731,336	72
	2 助産諸費	187,000	110,000		77,000	58
	3 葬祭諸費	16,000	16,000		—	—
3	公債費	20,712	20,712		—	—
	1 一般公債費	20,712	20,712		—	—
4	諸支出金	4,000	—		4,000	—
	1 償還金及び還付加算金	4,000	—		4,000	—
	2 繰出金	—	—		—	—
5	予備費	923	—		923	—
	1 予備費	923	—		923	—
	歳出合計	11,094,000	8,174,348		2,919,652	74

恩納村長 大城 保晴 殿
 昭和四八年二月二〇日
 恩納村監査員 津波古 真徳
 仲嶺 康 禄
**昭和四七年度恩納村
 歳入歳出決算審査意見書**

地方自治法第二三三條第三項の規定によつて昭和四七年度恩納村一般会計及び特別会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿証書類を審査した結果、その意見は左記の通り。

記

- ① 審査対象
 - (1) 昭和四七年度恩納村一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
 - (2) 昭和四七年度恩納村特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

② 審査期間

昭和四八年十一月十三日・十一月十四日・十二月十日・十二月十一日・十二月十九日
 五日間

③ 審査の総括的意見

各会計の予算額及び収入済額、支出済額は予算書ならびに出納簿、収入整理簿、支出整理簿、出納証書類と照合の上さらにその内容を検討し審査した結果、決算は計数も正確で内容も正当なものと認定した。併し、予算執行状態を見ればいくつか

検討する点が見受けられた。多額の未済額不用額を生じているもの、予算を取りながら未執行のもの、あるいは土木費が落札ができなくて次年度へ明許繰越等物価高騰により真にやむをえない事情もあったとは思われますが、予算計上に対しては社会情勢の推移を見きわめながら色々と検討して、貰う事業が適正且つ高率的に運用ができるよう要望するものである。

④ 審査個別的意见

(1) 歳入予算及びその執行状況

区分	金額
予算総額	四八五、三〇〇、〇〇〇
収入済額	四九三、三六〇、七五四
収入未済	一九、五二七、〇五六
執行割合	一〇二%

前年度の執行率は八三・九三%に対し今年度は一〇二%を示し一八・〇七%の増の成績を納めた事とは職員の努力によるものと評価するものである。殊に四七年度は日本復帰初年度で款項目の増加、事務研修や法規の研究で職員に取って多事多難の年であったにもかかわらずよく頑張つて収入確保に努力なし好成绩を納めた事に敬意を表するものである。今後努力をなし村民福祉に寄与されん事を要望するものである。

(2) 歳出予算に対しその執行状況

区分	金額
予算総額	四八五、三〇〇、〇〇〇
支出済額	四一一、一一七、二七四
不用額	三三二、四一三、八六九
執行率	八四・七一%

前年度執行率七七・六六%に比し七・五%の増となっている。異常物価高騰のため請負入札が不調に終り、一部の事業執行が不可能になり村経済振興や経済確立のため遺憾の点があった。依存財源に因る事業だけにやむをえない処置だと思われる。各款の執行状況を見ると、それぞれ九〇%以上の執行をなしているが、直接村民の福祉にはねかえる衛生費と土木費については低い執行となつておりその費目について検討をなして見ると

⑦ 衛生費

此の経費は予算の六八・五九%を執行し、三一・四一%の不用額を出している。費目の中には前述に因る水道費の繰越や薬品の無償配給等で執行率の低下の原因ともなっているが、費用の全額未執行や需用費に於て七五%の未執行等があり、各費目に於ても多大な不用額を出している。この経費は村民保健向上のため、きわめて重要なものであり、予算計上額を以つてしても村

民の期待に充分確保できないと考えられるが、不用額の原因となっている。(例えば簡易水道の滅菌薬代)等を検討して予期した成果をあげていく事にとめてほしい。

① 土木費

此の款の執行率は前述の通り物価高による工事の入札の不調のため、僅か五五・五三%となつて居り、次年度繰越か六件でその金額一八、五〇六、〇〇〇円で低下の大きな原因となつている。此の事業執行の適否は村民福祉向上に当面する重要な課題であり、昨今異常物価の高騰に適應する工事設計や費用積算等に再検討なし依存財源の確保を計ると共に強力な推進をはかってもらいたい。

予算の不用額と流用について各款とも未執行や多額の不用額を残したのも少なくない。係の職員より説明を求めて検討をなしたが、中には予算計上にあたり積算に適正を欠いたように見受けられたのが二、三見受けられた。又、補助金、交付金にも相当な不用額を残してあるので予算計上には再検討してほしい。予算流用については、その件数三〇件で金額にして一、二〇一、二六七円となつて居り、いづれも財務規則の規定に反する

ことなく正当な支出と見られるが、出納整理期間中の支出も多く流用の素因となっている。

⑤ 国民健康保険特別会計歳入
 年度内支出処理が出来よう処理してほしい決算は計数や整理面でも正確であり、六五、二三九、六二三円の剰余金の繰越となつている。異常物価高騰や物資不足に適應して経費の節約に努力した面も相当見受けられた。石油事情の悪化に伴い、諸物資の入手難や価格の高騰も益々続き、その解決の目度もつきとめにくいので当分困難が続くものと思われる。村も用度係の設置等予算の高率の執行して、村民福祉向上に強力な推進をなすことを希望する。

区分	金額
予算額	一一、〇九四、〇〇〇
収入済額	一一、七八三、一八六
収入未済	一四九、二八一
執行率	一〇六%

⑥ 国民健康保険制度は四八年一月に発足し新しい保険事業として開設し、担当職員は事務の研修や法規の研究、新帳簿の準備で多事多帳期間も僅か三ヶ月終り、短い期間に執行率一〇二%を示し職員の労苦と努力によるものと思われた。一款一項保険税一四九、二八一円の未済額は村民の健康保

② 歳出国民保険
 險に対する理解がなく、又、村当局の国民保険に対する趣旨徹底をしえなかつた事と、短い期間によるものと思われた。併し、保険税未済額は次年度へ繰越され、過年度収入として四八年十一月現在で完納となっている。

区分	金額
予算額	一一、〇九四、〇〇〇
支出済額	八、一七四、三四八
不用額	二、九一九、六五二
執行率	七四四%

不用額二款一項療養費二、七二七、八七〇円は、村民の健康保険に対する理解が不十分で、療養費の利用を高度に使用しなかつたのが原因となつている。現時点に於ては、村民がよく健康保険制度を理解して療養費を高度に利用されている。

⑦ 又、流用について一款より三款に流用されているが、三款を検討して見たら流用の余地がなく真にやむをえない事情と思われる。四七年度健康保険歳入歳出差引残高三、六〇七、八三三円は次年度へ繰越し、担当職と立ち合のもとに前任者より後任者へ引継をなした。財産保管調査
 1 有価証券、2 特別基本財産積立金、